

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照表

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(基金への出資額)</p> <p>第二条 政府は、基金に対し、国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による三百八億二千五十万特別引出権に相当する金額の範囲内において、出資することができる。</p> <p>(銀行への出資額)</p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる三十八億四千四百四十万ドルの範囲内において、出資することができる。</p>	<p>(基金への出資額)</p> <p>第二条 政府は、基金に対し、国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による百五十六億二千八百五十万特別引出権に相当する金額の範囲内において、出資することができる。</p> <p>(銀行への出資額)</p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 (新設)</p>

○国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十一年法律第百六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(出資額)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、<u>公社に対し、二千百三十六万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。</u></p> <p>(国債による出資等)</p> <p>第二条 政府は、前条第五項及び第六項の規定により公社に出資するアメリカ合衆国通貨に代えて、その全部又は一部を当該通貨をもつて表示する国債で出資することができる。</p> <p>2 3 (略)</p>	<p>(出資額)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 (新設)</p> <p>(国債による出資等)</p> <p>第二条 政府は、前条第五項の規定により公社に出資するアメリカ合衆国通貨に代えて、その全部又は一部を当該通貨をもつて表示する国債で出資することができる。</p> <p>2 3 (略)</p>

○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(出資額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2、16 (略)</p> <p>17 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、三千三百四十五億八千四百二十二万円の範囲内において、出資することができる。</p>	<p>(出資額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2、16 (略)</p> <p>17 (新設)</p>